あたたかい家庭を子どもたちに
里親制度のご案内

里親とは、虐待や親の病気などさまざまな事情によって、親と一緒に暮らせないお子さんを自分の家庭に迎え入れ、愛情とまごころをこめて養育してくださる方のことです。

里親制度は、児童福祉法に基づいて、里親となることを希望する方にお子さんの養育をお願いする制度です。里親には、養子縁組だけでなく、子どもに必要な期間、家庭に受け入れて育てる制度もあります。

○里親にはどんな種類があるの？

里親には４つの種類があります。

①養育里親

18歳まで（必要な場合は20歳まで）の子どもを、子どもが自立したり、生まれ育った家庭に戻ったりするまで、自分の家庭に受け入れて育てる里親です。期間は子どもの事情によってさまざまです。

②専門里親

虐待により専門的なケアを必要とする子どもや障がいのある子どもを育てる里親です。

③養子縁組里親

原則15歳未満の子どもを、特別養子縁組（戸籍上も自分の子どもとして育てること）を前提として養育する里親です。養子縁組が成立するまでは、里親として育てます。

④親族里親

両親が死亡するなどして育てられなくなった子どもを親族が育てる里親です。

○里親になるための要件

里親になるために特別な資格は必要ありません。ただし、次の要件を満たしていなければなりません。

①経済的に困窮していないこと
②本人またはその同居人が、欠格事由に該当しないこと
③北海道が行う所定の研修を修了したこと

また、専門里親になるためには、上記に加えて別途要件が設けてあります。この他にも里親には児童の養育に関して守るべき基準が設けられています。

○里親手当等の支給

子どもの養育をすることになった場合、下記のとおり里親手当や生活費が支給されます。この他にも、教育費や医療費などが公費により支給されます。

・里親手当：	養育里親	月額 90,000円
	専門里親	月額 141,000円
	養子縁組里親・親族里親	0円
・生 活 費：	乳児	月額 約64,000円
・生 活 費：	乳児以外	月額 約56,000円

▼お問い合わせは、北海道函館児童相談所（０１３８－５４－４１５２）または役場保健福祉課子育て支援係（０１３７２－７－５２９１）へ。

『語らい町長室』について

開かれた身近な町政づくりを進めるため『語らい町長室』を開催しています。

来庁していただく方法のほか、『語らいオンライン町長室』と『語らい出前町長室』も利用できます。開放予定日に限らず、公務などが入っていない日は可能な限り対応しますので、希望される方は事前にお問い合わせください。

■令和６年12月の開放予定日　12月20日（金）　午前９時～午後７時

▼お問い合わせは、役場総務・防災課総務係（０１３７２－７－２１１１）へ。